

源泉徴収の始まり

1 米国所得税と源泉徴収

日本の所得税は、明治20年（1887年）に創設されている。日本より早く、米国の所得税は、南北戦争期の時期に、その戦費を調達するため約10年間にわたり適用されたもので、1862年（以下「1862年法」という。）から施行されて1872年に廃止されている。米国の場合、日本よりも約15年早く所得税が導入されていたことになる。その後、1890年代になり、当時の米国の財政は、関税にその多くを依存していたのであるが、高率の関税が国内の物価高騰を引き起こしていたことから、関税率の引下げを行った。その税収の穴埋めとして所得税を再度導入することを試みたのであるが、その所得税が米国憲法に違反するという最高裁判決により廃止され、憲法を改正して改めて導入した1913年に、所得税が改めて導入されて現在まで継続しているのである。

南北戦争期の所得税は、日本の年号では1862年（文久2年）から1872年（明治5年）までの間ということになるが、1866年（慶応2年）に米国の内国歳入局の当時の長官であるブーツウェル（Boutwell, George S.）著となる『納税者の手引き（The taxpayer's manual）』が発刊され、その翻訳が1872年（明治5年）に日本の大蔵省から「合衆国収税法」として上梓されている。

米国において最初に施行された1862年法の概要であるが、納税義務者は、米国に居住するすべての者（every person）である。課税所得は、年次の利得（gains）、利益（profits）又は所得（income）で、不動産等からの所得、利子及び

配当所得、給与、米国国内又はその他の場所で行われる専門職業からの所得、商業又は事業からの所得、その他あらゆる源泉から生じるもののが課税対象となっている。税率は、600ドルを免税点とし、600ドル以上10,000ドル未満3%，10,000ドル以上5%の税率である。米国市民で米国外に居住する者（政府職員を除く。）の米国課税所得は5%の税率である。債券又は証券等からの所得については1.5%の税率である。

源泉徴収としては、1862年法では、国會議員を含む、連邦政府の公務員及び軍人の給与と、鉄道会社、銀行、信託会社、保険会社、ガス会社等の会社から支払われる利子と配当について、3%の税率で源泉徴収が行われた。また、1864年法（第122条）において、鉄道会社等が支払う社債利子、配当等に対して5%の源泉徴収を規定している。したがって、米国では所得税創設時から源泉徴収が行われていたことになる。このように、米国では、最初の所得税から源泉徴収が行われていたのである。

すでに述べたように、我が国は所得税に関して後発であることから、現在、我が国においても適用されている源泉徴収は、米国が発祥の地といえるのであろうかという問題が生じるのである。

2 英国所得税と源泉徴収

英国は所得税の母国といわれているが、英国が所得税を導入したのは、当時の英国首相ピット（William Pitt）により1799年1月9日に成立した租税に係る法律（法律のタイトルに所得税という名称は使用されていない。以下「1799年法」という。）である。この1799年法は、ナ

Topics of International Taxation

ポレオンとの戦費調達を目的としたものであり、一般にピットの所得税といわれているが、この法律の概要を最初に述べることとする。

1799年法は、その前年に成立した1798年法(一般的には、トリプル・アセスメント(triple assessment)と称されている。)の影響を受けている。このトリプル・アセスメントは、オランダの税制の影響を受けているのである。

1798年法は、納税義務者を3つに区分している。第1グループとしての富裕層の場合、男子の下僕、馬車、乗馬用の馬等は奢侈品に対する前年度のこれらに対する支出金額について、その金額に応じて4分の1倍から最高5倍までを乗じた額を税額とした。第2グループとして、馬、窓、掛時計、懐中時計等に対する前年度のこれらに対する支出金額について、その金額に応じて4分の1倍から最高5倍までを乗じた額を税額とした。第3グループは、最貧層で、宿泊所、店舗に対する支出金額について、その金額に応じて10分の1から2倍までを乗じた額を税額とした。しかしながら、納税額はこれで決まるわけではなく、年間所得(annual income)との関連により調整されることになっていた。すなわち、年間所得が60ポンド未満であれば免税、60ポンド以上の所得がある場合は、その所得の金額に応じて税額の上限が定められていた。そして、年間所得が200ポンド以上である場合、所得金額の10%が上限額であった。

そして、1799年法がその後に成立し、同法では、所得を4つに区分している。第1区分は、土地等からの所得で、この第1区分は14のケースに細分化されている。第2区分は、動産、事業、自由業、役務提供等からの所得で、この第2区分は2つのケースに細分化されている。この2つのケースの1つである第15ケースが事業等からの所得である。第3区分は、英国外からの所得で2つのケースに細分化されている。そして、第4区分は、第1～第3までに分類されなかったその他の所得である。

しかし、1799年法における徵稅方法は、総合所得を申告納稅する方式であった。この方式は、申告漏れ等が生じ、徵稅方式としては効率のよいものではなかったのである。そして、1799年法は、1802年に廃止されている。

ヘンリー・アディントン(Henry Addington: 1757-1844)は、ピットの後を継いで英國首相になり、1801年3月17日から1804年5月10日までその職にあった。アディントンの後は、再度ピットが首相となっている。

このアディントンの所得稅法案は1803年8月11日に成立している(以下「1803年法」という)。1803年法の特徴の第1は、所得をシェジュールAからEまでの5つに分類していることである。特徴の第2は、1799年法が総合課稅方式であったのに対して、1803年法は、源泉徵収方式を取り入れたことである。そして、この1803年法により確立された課稅方式がその後の英國所得稅・法人稅の課稅方式として踏襲されるのである。

話は戻るが、この1803年法に規定された源泉徵収の方式が、本稿で述べた米国所得稅に継承されたのである。では、源泉徵収という方式は1803年法のオリジナルといえるのであろうか。この源泉徵収による徵稅方式は、英國において1692年に創設された土地稅(Land Tax)においてすでに適用されており(借地人等が地代等の支払いの際に税相当額を控除して支払うという方式)、この方式が源泉徵収という方式の最初ではないかと思われるのである。そして、所得稅にこの方式が導入されたものと思われる。

中央大学商学部教授

矢内 一好